

投資信託説明書
(交付目論見書)

2026年7月1日

OE Canal Umbrella Trust -
Golub Capital Private Credit

オーイー・キャナル・アンブレラ・トラストー
ゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンド

愛称：GCREC

ファンドは特化型運用を行います。

米ドル建 ケイマン籍／契約型／追加型外国投資信託

- ご購入にあたっては本書の内容を十分にお読みください。
- オーイー・キャナル・アンブレラ・トラスト(以下「トラスト」といいます。))のシリーズ・トラストであるゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンド(以下「ファンド」といいます。また、オーイー・キャナル・アンブレラ・トラストーゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンドは「GCREC(ジークレッド)」と称することがあります。))に関するより詳細な情報を含む投資信託説明書(請求目論見書)が必要な場合は、日本における販売会社にご請求いただければ当該日本における販売会社を通じて交付されます。なお、請求を行った場合には、投資者の皆さまがその旨を記録しておくこととされております。
- また、EDINET(金融庁の開示書類閲覧ホームページ)で有価証券届出書等が開示されておりますので、詳細情報の内容はWEBサイト(<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>)でもご覧いただけます。

- この交付目論見書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この交付目論見書により行うファンドの受益証券の募集については、管理会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月30日に財務省関東財務局長に提出しており、2026年7月1日にその届出の効力が生じております。
- ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、ファンドに組み入れられている有価証券等の値動きのほか為替変動による影響を受けますが、これらの運用または為替相場の変動による損益は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

重要事項

ファンドは、実質的に海外のプライベート・クレジット商品(後述の「ファンドの目的・特色」をご参照ください。)等を投資対象としますので、組入プライベート・クレジット商品の価格下落や、組入証券の発行者等の倒産や財務状況の悪化等の影響により、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格(米ドル建て)が下落することで、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、ファンドの受益証券の1口当たり純資産価格が米ドル建てで表示されますので、米ドル建てでは投資元本を割り込んでいない場合でも、為替変動により、円換算ベースでは投資元本を割り込むことによる損失を被ることがあります。

ファンドのご換金については、四半期に一度、3月、6月、9月および12月の評価日(最終暦日)の1口当たり純資産価格に基づき行われます。3月、6月、9月および12月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までに換金のお申込みをしていただく必要があり、換金代金のお受け取りは当該評価日から一定期間を要します。

また、ファンドの投資先ファンド(後述の「ファンドの目的・特色」をご参照ください。)において解約(買戻し)制限が設けられており、この解約(買戻し)制限が実施された場合、ファンドの換金のお申込みが取り消されることがあります。

ファンドの関係法人

<管理会社> エマージング・アセット・マネジメント・リミテッド

2008年11月3日にバミューダ諸島において設立されました。

ファンドの資産の運用、管理、およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務を行います。

2026年4月末日現在、資本金の額は462,000米ドル(約7,410万円)、発行済株式総数は140株です。

(注)米ドルの円貨換算は、2026年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.39円)によります。

<投資運用会社> アセットマネジメントOne株式会社

ファンドに関する投資運用業務を行います。

<投資助言会社> アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社

投資運用会社に対する投資助言業務を行います。

<受託会社> CIBCカリビアン・バンク・アンド・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド

ファンドの資産の受託業務を行います。

<管理事務代行会社／保管会社> ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルク支店

管理事務代行業務、登録業務および名義書換事務代行業務を行うとともに、保管業務を行います。

<代行協会員／日本における販売会社> みずほ証券株式会社

代行協会員業務を行うとともに、日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

1.ファンドの目的・特色

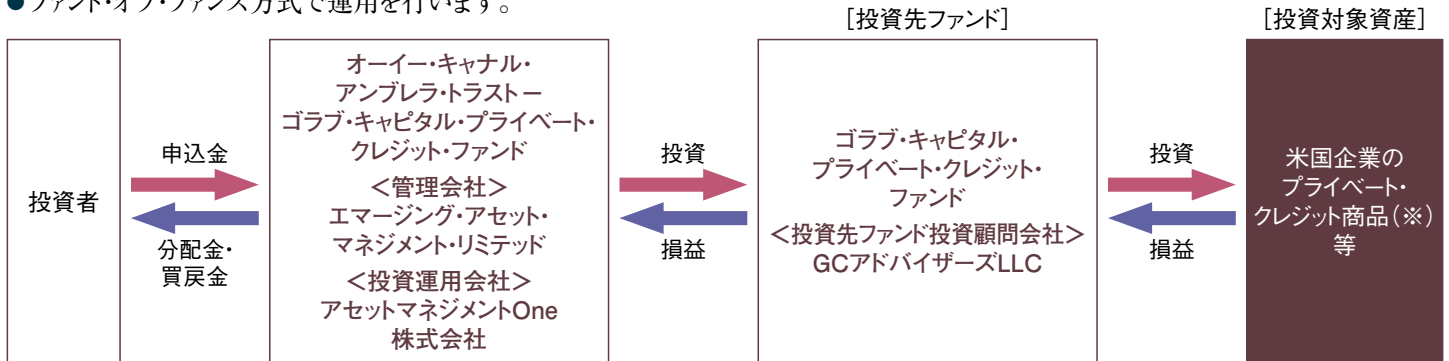
ファンドの投資目的および投資方針

ファンドは、米国デラウェア州籍法定信託であるゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンド(以下「投資先ファンド」といいます。)が発行するクラスI投資証券(以下「投資先ファンド投資証券」といいます。)に投資することにより、インカム・ゲインの獲得と長期的な元本の成長をめざします。

ファンドは、投資先ファンド投資証券の組入比率を原則として高位に保つことで、実質的に米国企業に直接融資をするプライベート・クレジット投資を行います。

ファンドの仕組み

●ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。



※私募で発行されたかまたは非公開企業が発行した、ローン、社債ならびにその他の信用(クレジット)および関連商品を総称して「プライベート・クレジット商品」といいます。

ファンドの特色

1 主として、投資先ファンドへの投資を通じて、実質的に米国企業にプライベート・クレジット投資を行い、インカム・ゲインの獲得と長期的な元本の成長をめざします。

●投資先ファンドは、1940年米国投資会社法に基づき事業開発会社(BDC)として規制を受ける投資会社です。

2 投資先ファンドは、主に米国のミドルマーケットの企業に対するプライベート・クレジット投資を行います。

●投資先ファンドは、通常の場合において、総資産(純資産および投資目的の借入金)の少なくとも80%を、直接または間接的にプライベート・クレジット商品に投資します。

●投資先ファンドの運用はゴラブ・キャピタル(後述の「運用体制」をご参照ください。)の関連会社であるGCアドバイザーズLLC(以下「投資先ファンド投資顧問会社」といいます。)が行います。

3 ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は、毎月末の評価日に算出されます。

※各評価日の1口当たり純資産価格は、原則として評価日の20投資先ファンド営業日後の日の5ファンド営業日後の日(および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に公表されます。

※「評価日」とは、毎月の最終日および/または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。

※「投資先ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日もしくはニューヨーク州の銀行機関が法律または行政命令により休業が認められている、または義務付けられているその他の日以外の日をいいます。

※「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日(各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。)、および/または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する(合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する)その他の日をいいます。

4 毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。

※分配金額は、収益分配方針に基づいて投資運用会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配を約束するものではありません。また、分配金が支払われない場合もあります。

5 毎月末の評価日の1口当たり純資産価格に基づき購入を申し込むことができます。また、年4回(3月、6月、9月および12月)の評価日の1口当たり純資産価格に基づき、換金(買戻し)を請求することができます。

※換金(買戻し)には制限があります。後述のお申込みメモ「換金(買戻し)制限」をご参照ください。

※ファンドは、特化型運用ファンドです。特化型運用ファンドとは、投資対象に日本証券業協会が定める比率(純資産総額の10%)を超える支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。

※ファンドは、投資先ファンド投資証券に集中的に投資することを目的としますので、ファンドには支配的な銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高くなります。結果として、投資先ファンドの債務不履行、倒産、経営や財務状況の悪化が生じた場合には、大きな損失が発生する可能性があります。

1.ファンドの目的・特色

追加的記載事項

投資先ファンドの概要

ゴラブ・キャピタル・プライベート・クレジット・ファンド(クラスI投資証券)	
ファンド形態	米国デラウェア州法定信託 投資先ファンドは、1940年米国投資会社法に基づき事業開発会社(以下「BDC」といいます。)として規制されます。また、投資先ファンドは、その後、毎年、米国の内国歳入法のサブ・チャプターMに基づき規制投資会社(以下「RIC」といいます。)として取り扱われることを選択し、適格となることをめざします。BDCおよびRICとして、投資先ファンドは一定の規制要件を遵守することが求められます。
基準通貨	米ドル
投資目的／投資戦略	投資先ファンドは、主に米国のミドルマーケットの非公開企業に対するワンストップローンおよびその他の担保付シニア・ローンの形態での直接融資(ダイレクト・レンディング)を通じて、借り手との間で直接組成され、交渉された投資機会に主として投資することにより、インカム・ゲインおよび元本成長を創出することを目的として設立されました。 投資先ファンド投資顧問会社は、これらのワンストップローンを担保付シニア・ローンとして組成し、投資先ファンドは、これらのローンの返済を担保するポートフォリオ企業の資産の担保権を取得します。この担保は、通常、ポートフォリオ企業の資産に対する第一順位担保権の形態をとります。多くの場合、投資先ファンドは、単独で、または投資先ファンドの関連会社とともに、ワンストップローンの唯一の貸し手(レンダー)となります。これにより、投資先ファンドは、モニタリングおよび(必要に応じて)業績不振の改善を求める等、借り手(ボロワー)に対してより強い影響力を発揮することができます。 投資先ファンドの投資目的は、主に米国のミドルマーケットの企業向けのワンストップローン(従来型の第一順位担保権付シニア・ローンと第二順位または劣後ローンの特性を併せ持つ融資形態であり、他のミドルマーケットの企業向けの貸し手からはしばしばユニットランシェ・ローンと称されます。)およびその他の担保付シニア・ローンに投資することにより、インカム・ゲインおよび元本成長を創出することです。投資先ファンドは、以下の方法により投資目的の達成をめざします。 ● 米国のミドルマーケットの企業向け融資の大手金融機関であるゴラブ・キャピタル(Golub Capital)により確立された融資組成チャネルへのアクセス ● ミドルマーケットにおける米国企業(および若干の非米国企業)の流動性および非流動性信用投資を選定すること ● 多くの場合、過去にゴラブ・キャピタルと共同で投資を行ってきた経験豊富なプライベート・エクイティ企業(またはスポンサー)と提携すること ● ゴラブ・キャピタルの規律ある引受基準を実施すること ● ゴラブ・キャピタルの総合的な経験とリソースを活用すること 投資先ファンドは、通常、状況下において、総資産(純資産+投資目的の借入金)の少なくとも80%を、直接または間接的にプライベート・クレジット商品に投資します。 投資先ファンドは、通常、状況下において、投資先ファンドのポートフォリオの大半が、主にミドルマーケットの米国の非公開企業に対するワンストップローンおよびその他の担保付シニア・ローンの形態での直接融資(ダイレクト・レンディング)を通じて、借り手との間で直接組成され、交渉された投資機会に直接または間接的に投資されるものと考えています。 また、非公開企業に対する第二順位担保権付および劣後ローン(借り手のエクイティ証券に対してのみ優先順位が高く、借り手の他の債務のすべてに対して優先順位が低いローンを含みます。)にも選択的に投資します。さらに、担保付変動金利シンジケートローン(ブロードリー・シンジケートローン(BSL)など)、証券化商品および社債等の流動性信用商品への投資も行う場合があります。投資先ファンドのポートフォリオは、投資プログラムの成熟期に比べ、当初は、そのような流動性信用商品の組入比率が高くなる可能性があります。必ずしもそうなるとは限りません。正確な組入配分は、市場の状況および有効な投資機会に応じて、随時、変更される可能性があります。 また、投資先ファンドのポートフォリオには、ストラクチャード債務投資およびシンセティック債務投資、エクイティ証券を伴う債務投資、優先株式ならびに債務投資に付随しない若干の普通株式投資を含む(ただし、これらに限られません。)その他の信用関連投資が含まれる場合があります。 (注)投資先ファンドの財務書類につきましては外部監査を受検する態勢が取られています。
投資顧問会社	GCアドバイザーズLLC(GC Advisors LLC)

1.ファンドの目的・特色

主な投資制限

管理会社および投資運用会社がファンドに関して遵守する主な投資制限は以下のとおりです。より詳細な情報は請求目論見書をご参照ください。

- ファンドの資産総額の少なくとも50%を、日本の金融商品取引法により定義される「有価証券」に投資しなければなりません。ただし、ファンドの償還が決定した場合、大量の買戻請求が予想される場合、または受託会社が回避不可能なその他の状況が発生した場合を除きます。
- 証券の空売りを行うことは禁止されます。
- ファンドの資産を証券の引受に利用することはできません。
- 純資産総額の10%を超えて借入れを行うことはできません(ただし、合併等により、一時的に10%を超える場合を除きます。)
- デリバティブ取引を行うことはできません。

分配方針

投資運用会社は、受託会社を代理する管理事務代行会社に対し、各分配期間^(注1)に関して受益者に対し、投資運用会社が決定した金額を分配するよう指示することができます。かかる金額は、受益証券に帰属するファンドの収益、実現および未実現キャピタル・ゲインおよび／または分配可能な資金から支払われます。さらに、投資運用会社は、ファンドにかかる分配の合理的な水準を維持するために必要であると考える場合、受託会社を代理する管理事務代行会社に対してファンドの元本から分配金を支払うよう指示することができます。

関連する分配期間に関する分配は、分配基準日^(注2)に登録されている受益者に対して行われます。分配は、各月の最終暦日に宣言されます。

分配金は、通常、分配落ち日^(注3)の翌月の最終ファンド営業日に投資運用会社が決定するところに従い、日本における販売会社に支払われます。日本における販売会社は、原則として着金後速やかに、日本の最終受益者に対し分配金を支払います。

分配金の支払いは、投資運用会社の完全な裁量によるものであり分配金の支払いもその金額も保証はされているものではありません。状況によっては、分配が行われない場合があります。

(注1)「分配期間」とは、前回の分配落ち日の翌暦日から始まり、分配落ち日(同日を含みます。)に終了する期間をいいます。

(注2)「分配基準日」とは、分配落ち日が属する月の前月の最終暦日をいいます。

(注3)「分配落ち日」とは、受益証券1口当たり純資産価格から分配金が控除される、各月の最終暦日または投資運用会社と協議の上、随時管理会社が決定するその他の日をいいます。

1.ファンドの目的・特色

投資信託の収益分配金に関するご説明

投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、1口当たり純資産価格は下がります。なお、分配金の有無や金額は確定したものではありません。

投資信託から分配金が支払われるイメージ



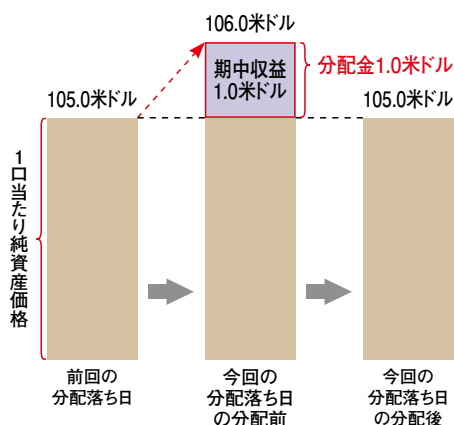
分配金は、分配計算期間中に発生した収益(実現益および未実現益)を超えて支払われる場合があります。その場合、今回の分配落ち日の1口当たり純資産価格は前回の分配落ち日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配金額と1口当たり純資産価格の関係(イメージ)

計算期間中に発生した収益の中から支払われる場合

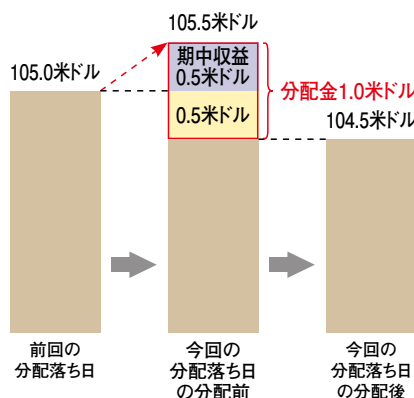
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

ケースA



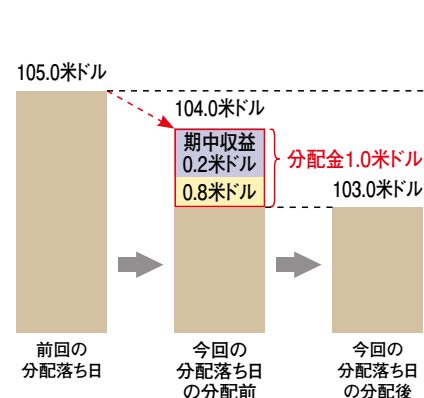
ケースB

<前回の分配落ち日から1口当たり純資産価格が上昇した場合>



ケースC

<前回の分配落ち日から1口当たり純資産価格が下落した場合>



(注) 分配計算期間に生じた収益以外から0.5米ドルを取り崩し

(注) 分配計算期間に生じた収益以外から0.8米ドルを取り崩し

上図のそれぞれのケースにおいて、前回の分配落ち日から今回の分配落ち日まで保有した場合の損益を見ると、次の通りとなります。

ケースA: 分配金受取額1.0米ドル+今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差 0米ドル= 1.0米ドル

ケースB: 分配金受取額1.0米ドル+今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差 ▲0.5米ドル= 0.5米ドル

ケースC: 分配金受取額1.0米ドル+今回の分配落ち日と前回の分配落ち日との1口当たり純資産価格の差 ▲2.0米ドル= ▲1.0米ドル

★A、B、Cのケースにおいては、分配金受取額はすべて同額ですが、1口当たり純資産価格の増減により、投資信託の損益状況はそれぞれ異なった結果となっています。このように、投資信託の収益については、分配金だけに注目するのではなく、「分配金の受取額」と「投資信託の1口当たり純資産価格の増減額」の合計額でご判断ください。

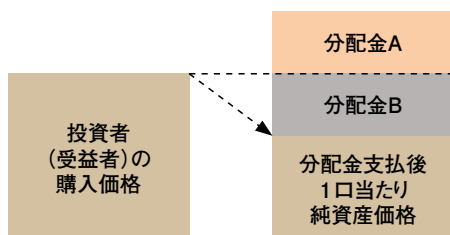
※ 分配金は、分配方針に基づき支払われます。

上記はイメージであり、実際の分配金額や1口当たり純資産価格を示唆するものではありませんのでご注意ください。

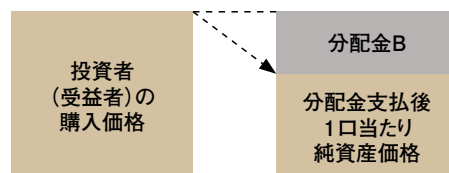
投資者(受益者)のファンドの購入価格によっては、分配金の一部ないし全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当たり純資産価格の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※購入価格を上回る部分(分配金A)に加え、下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。



※購入価格を下回る部分(分配金B)も分配金として課税対象となります。

(注) 分配金に対する課税については、「4.手続き・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

1.ファンドの目的・特色

運用体制

管理会社は、ファンド資産の投資および運用に関する業務を、投資運用会社であるアセットマネジメントOne株式会社に委託しています。アセットマネジメントOne株式会社は2016年に発足した資産運用会社です。伝統的資産のアクティブ運用や金融工学を駆使した最先端の運用戦略等、個人投資家や機関投資家に様々な運用計画や戦略的な運用商品を提供しています。

投資先ファンドへの投資にあたっては、アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社の助言を活用します。アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社はアセットマネジメントOneを親会社とするオルタナティブ投資に特化した資産運用会社です。

投資先ファンドの運用を行うGCアドバイザーズLLCはゴラブ・キャピタルの関連会社である投資顧問会社です。ゴラブ・キャピタルは北米におけるダイレクトレンディング戦略(中堅企業に対する有担保貸付)の運用会社で、特に、プライベート・エクイティ・スポンサー付き企業に対して、信頼性が高く、創造的かつ魅力的な資金調達のソリューションを提供することを専門としています。

※運用体制は、今後変更になることがあります。

2.投資リスク

ファンドの1口当たり純資産価格は、ファンドに組入れられる有価証券の値動き、為替変動等により影響を受けますが、運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、下記の変動要因により1口当たり純資産価格が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの主なリスク要因は、次のとおりです。詳細は、請求目論見書の該当箇所をご参照ください。

リスク要因

リスク要因に関する以下の説明は、ファンドへの投資に伴うリスクを完全に網羅することを意図したものではありません。

投資目的および取引リスク

いずれの期間においても、特に短期間でファンドの投資目的が成功する保証はありません。投資者は、ファンドの受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。

為替変動リスク

受益証券は米ドル建てです。よって、投資者が主として米ドル以外の通貨または通貨単位(円を含みます。)(以下「投資者通貨」といいます。)建てで投資を行う場合には、通貨の交換に関して一定のリスクを負うことになります。このリスクには、為替レートが大きく変動(米ドルの切下げまたは投資者通貨の切上げによる変動等)するリスク、および米ドルもしくは投資者通貨を管轄する当局が為替管理を実施または変更するリスクが含まれます。投資者通貨の価値が対米ドルで上昇した場合、(a)純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の投資者通貨相当額、ならびに、(b)支払分配金(あった場合)の投資者通貨相当額は下落します。

信用リスク

有価証券等の価格は、その発行体に債務不履行等が発生または予想される場合には、その影響を受け変動します。

ファンドが間接的に投資するプライベート・クレジット商品は、発行体の財務状況、経済状況の悪化または金利が予想外に上昇した場合、発行体が適切に元利金を支払うことができなくなるリスクがあります。かかる証券には、高いデフォルトリスクが伴い、投資資産の価値に影響を及ぼすことがあります。

発行体に適切なタイミングでの元利金の支払い能力またはその意思がない場合(またはそう考えられる場合)には、ファンドが保有する証券の価格に影響します。ある証券について流動性のある取引市場がない場合、かかる証券の適正価格を設定できないことがあります。

流動性リスク

投資先ファンド投資証券の保有者として、ファンドの流動性および受益証券の買戻しは、投資先ファンドの買戻プログラムおよび投資先ファンドのレベルでの限定的な流動性により悪影響を受けるおそれがあります。

投資先ファンドにおいて、前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5%を上限とする解約制限が設けられています。上記やその他の理由に基づき、投資先ファンド投資顧問会社の判断により、解約申込みの一部または全部が換金されない可能性があります。

比較的流動性の低い有価証券の市場は、比較的流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向があります。ファンドの資産を投資先ファンド投資証券のような比較的流動性の低い有価証券へ投資することにより、受益者が望む価格および時期に受益証券を現金化できないリスクもあります。

流通市場の不存在

受益証券の流通市場の存在は想定されていません。したがって、受益者は、所定の手続および制限に従った買戻しによってのみ、受益証券を処分することができます。受益証券の買戻しを請求する受益者は、保有する受益証券に帰属する純資産総額が該当する買戻通知の日付から該当する買戻取引日までの期間中に下落するリスクを負います。

投資先ファンドの投資目的の達成、投資リターンの無保証

投資先ファンドがその投資目的を達成する保証はありません。投資先ファンドがリターンを得ること、またはそのリターンが投資のリスクに見合ったものになるという保証はありません。ファンドへの投資は、投資額のすべてを失う可能性があります。投資先ファンドに関連する投資事業体の過去のパフォーマンスは必ずしも投資先ファンドの将来のパフォーマンスを示唆するものではなく、投資先ファンドの予測または目標リターンが達成される保証はありません。

投資の集中

ファンドは、資産の大部分を投資先ファンドに投資するため、投資先ファンドにおいて発生した損失はファンドに重大な悪影響を及ぼします。

2.投資リスク

投資先ファンドへの依存

ファンドの投資目的に沿った運用を行うためには、投資先ファンドに継続的に投資する必要があります。投資先ファンドは償還もしくは解散する可能性があり、またはその他の理由でファンドが投資先ファンドに投資できなくなる可能性があります。

第三者の運用への依存

投資先ファンドのパフォーマンスはモニターされるものの、ファンドは、投資先ファンド投資顧問会社の運用チームの技能および専門性に大部分を依拠します。投資先ファンド投資顧問会社が投資先ファンドの運用を継続して行うことの保証はなく、または投資先ファンド投資顧問会社の運用が継続して成功する保証はありません。

ファンドのリターンは、投資先ファンド投資顧問会社の取組みおよびパフォーマンスにその大部分を依存し、投資先ファンド投資顧問会社およびその従業員の成績不振により著しい悪影響を受ける可能性があります。ファンドの投資運用会社またはその他の業務提供者はいずれも、投資先ファンドの日々の運用において役割を持たず、投資先ファンド投資顧問会社が行う具体的な投資または運用上の意思決定を承認する権限を持ちません。さらに、一般に、投資先ファンドの成績が不振であっても、ファンドは、投資先ファンドへの投資をやめることはできません。ファンドの投資運用会社および投資助言会社は、投資先ファンドおよび投資先ファンド投資顧問会社のパフォーマンス履歴や投資先ファンドの投資戦略等の基準に基づいて投資先ファンドを評価するよう努めるものの、それらが将来のパフォーマンスの信頼できる指標になるとは限らず、また投資先ファンド投資顧問会社、その主要人物、または投資先ファンドの投資戦略は、ファンドの同意なしに随時変更される可能性があります。

費用の重層構造

投資先ファンドは、投資先ファンドの投資収益性に応じた成功報酬および運用報酬を適宜支払い、投資先ファンドの資産から管理報酬およびその他の費用を支払いますが、これらはすべて、投資先ファンドのその他の費用に加え、投資先ファンドの投資者によって間接的に負担されます。これにより、受益者が負担する費用は、投資先ファンドに直接投資した場合より増大することとなります。

投資先ファンドの戦略は成功しない可能性があること

投資先ファンドの戦略が実行され、その投資目的が達成され、または投資先ファンドがその投資元本を回収できるという保証はありません。

実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資すること

ファンドに関するリスクに加え、ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに投資し、投資先ファンドを通じて投資プログラムを実行するため、投資予定者は、投資先ファンドへの投資に伴うリスクも慎重に考慮すべきです。ファンドのリターンは、投資先ファンドへの間接投資におけるパフォーマンスにほぼ完全に依存し、投資先ファンドがその投資目的および投資戦略を実行できるという保証はありません。ファンドが投資先ファンドへの投資者として負担する費用（例えば、投資先ファンドの資産ベース運用報酬、設立費用、投資費用、運用費用、ならびに投資先ファンドへの投資者が負担するその他の費用および債務）に追加される、ファンドの継続的運用費用の一部は、通常、ファンドおよび受益者によって負担され、受益者に対するリターンは、かかる負担に対応する影響を受けます。かかるファンドの追加費用により、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドに比べて低下します。ファンドは投資先ファンドへの投資者となりますが、ファンドへの投資者自体は投資先ファンドへの投資者とはならず、投資先ファンドに対し直接何らかの権利を行使する、または投資先ファンドもしくはそれらの関連会社に対し直接請求権を主張する権利を有することにはなりません。管理会社は、投資先ファンドの投資運用会社または投資顧問会社ではなく、投資先ファンドの取引戦略または取引方針に対していかなる支配権も有しません。ファンド、管理会社およびそれらの関連会社のいずれも、投資先ファンドの運営に関与することではなく、投資先ファンドの運営戦略および運営方針に対する支配権を持つことはありません。ファンドは、投資先ファンド投資顧問会社の判断ミス、過失または不正行為のリスクにさらされます。

ファンドと投資先ファンドのパフォーマンスが異なる可能性

ファンドは実質的に資産の大部分を投資先ファンドに直接または間接的に投資しますが、ファンドのパフォーマンスは、投資先ファンドのリターンと同一とはなりません。ファンドへの投資に適用されるコストおよび費用（あらゆる報酬を含みます。）があるため、ファンドの成績は必ず投資先ファンドのパフォーマンスを下回ることになります。さらに、その他の様々な要因（投資先ファンドに投資されないファンドの現金準備金の規模を含みますが、これに限られません。）が、ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスとの間の乖離の原因となる可能性があります。ファンドのパフォーマンスと投資先ファンドのパフォーマンスの間には、随時かつ経時的に乖離が生じ、その乖離は、特定の状況において重大となる可能性があります。

金利に関するリスク

債券価格は、金利の変動に基づき変動することがあります。一般的に、金利の上昇局面では、債券価格は下落する傾向があります。一方、金利の低下局面では、債券価格は上昇する傾向があります。

投資先ファンドは金利の変動に関連するリスクにさらされます。金利の上昇は、投資先ファンドの投資対象の価値に影響を与え、投資先企業によるローンの定期的な支払いを困難にする可能性があります。投資先ファンドの投資先企業が債務を満期時もしくは満期前に返済もしくは借り換えできない場合、または投資先企業が契約金利の上昇後に継続的な支払いを行うことができない場合、投資先ファンドに重大な悪影響を及ぼす可能性があります。

2.投資リスク

レバレッジに関するリスク

投資先ファンドは投資資金を借入金で調達するため、投資金額に対する潜在的利益または損失は高まりかつ増大し、また投資先ファンドへの投資リスクが増大する可能性があります。

評価リスク

投資持分の評価値は、評価頻度が低いこと、時価評価できない場合があること、実質的な投資対象であるプライベート・クレジット商品の正確な評価が難しいこと、その他の理由により、真の価値を正確に反映していないおそれがあります。そのため、純資産総額および(受益証券の申込みまたは買戻しの価格を決定するために使用される)受益証券1口当たり純資産価格は、正確な評価が行われた場合よりも少額または多額となる可能性があります(以下、このような正確な評価が行われた場合の受益証券1口当たり純資産価格を「真の受益証券1口当たり純資産価格」といいます。)。投資持分の評価が不正確であった場合、受益者は、真の受益証券1口当たり純資産価格に対して割安または割高な価格で受益証券を取得したり、買い戻したりするおそれがあり、当該受益者または他の受益者に利益または不利益をもたらす可能性があります。

その他の留意点

ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

投資先ファンドが外部監査を受検する頻度は年1回となります。投資先ファンドの会計期間は毎年10月1日から翌年9月30日であり、財務書類の作成の際に外部監査を受検することとされております。ファンドは、外部監査を受検した投資先ファンドの財務書類等に依拠して財務書類を作成し、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格等を算出し、かつ、外国監査法人による監査を受けることとなっており、これによりファンドとしての価格の透明性の確保がなされます。

ファンドは、投資先ファンド投資証券の解約申込みを行うことにより、受益者からの換金(買戻し)申込みに対応します。投資先ファンドは基本的に四半期ごとに解約申込みを受け付けますが、前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5%を上限とする解約制限があり、また投資先ファンド投資顧問会社には解約申込みの全部または一部を拒否する裁量があるため、投資先ファンド投資証券の流動性は限定的です。なお、投資先ファンドにおいて換金制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金(買戻し)の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。また当該事由が解消しない場合等には換金(買戻し)の申込みの受付を中止する期間が長期化する場合があります。

ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格の算出においては、投資先ファンド投資証券の評価に際し、原則として純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出日に知り得る直近の評価額を参照します。そのため毎月の純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格算出において、実質的に組み入れるプライベート・クレジット商品が影響を受ける可能性のある重要な事象を完全かつ正確に反映することは困難です。また、原則として、投資先ファンドの評価額は日次で更新されないため、ファンドの純資産総額・受益証券1口当たり純資産価格は投資先ファンドの評価額の更新時に大きく変動する可能性があります。

リスクの管理体制

投資運用会社のリスクの管理体制

投資運用会社では、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、運用リスクを把握・管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、同部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。運用評価委員会はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

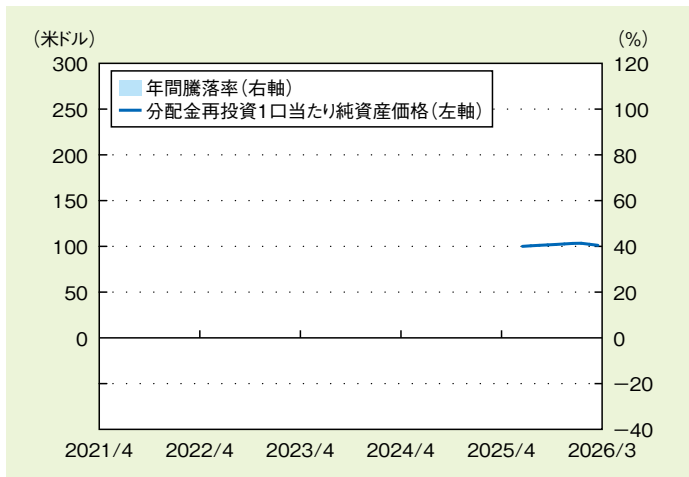
2.投資リスク

参考情報

グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

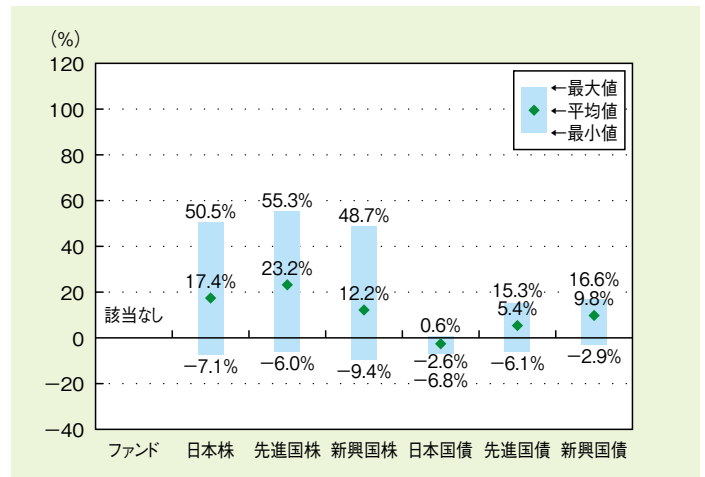
ファンドの分配金再投資1口当たり 純資産価格・年間騰落率の推移

2021年4月～2026年3月の5年間に於けるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。（ただし、ファンドは2025年6月30日から運用を開始したため、年間騰落率および2025年6月29日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格は算出されません。）



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。（ただし、ファンドは2025年6月30日から運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。）



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

※ 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。
※ 代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。
※ 代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。
※ ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格は、実際の1口当たり純資産価格とは異なる場合があります。
※ ファンドは代表的な資産クラスのすべてに投資するものではありません。

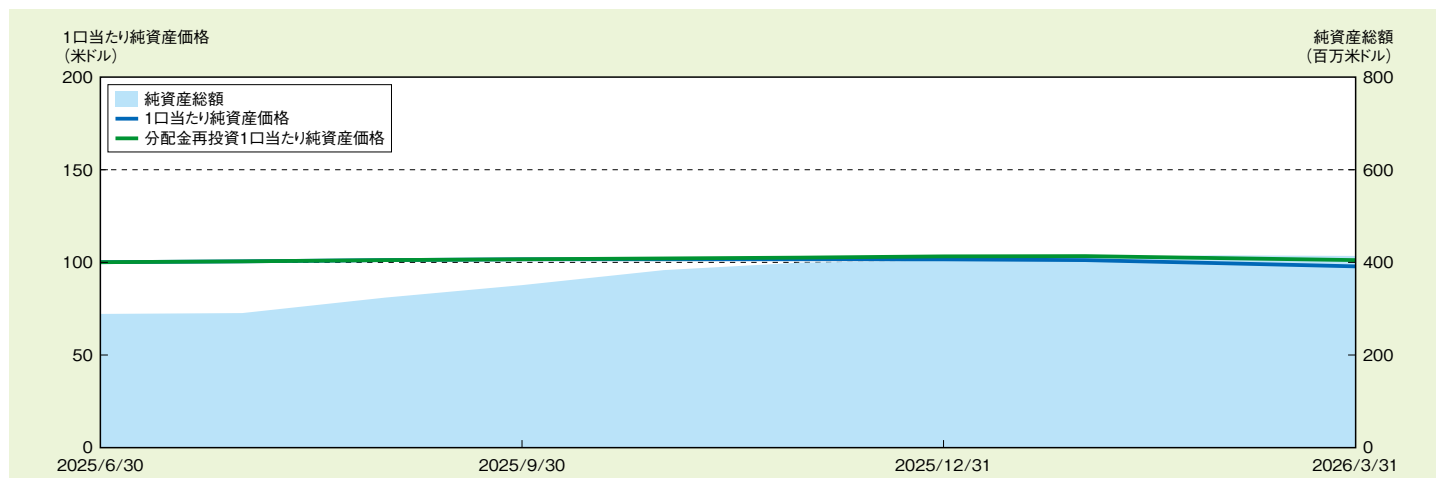
●各資産クラスの指数

日本株・・・TOPIX（配当込み）
先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
新興国株・・・S&P新興国総合指数
日本国債・・・ブルームバーグE1年超日本国債指数
先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）
（注）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

純資産総額および1口当たり純資産価格の推移

運用開始日(2025年6月30日)～2026年3月末日



(注) 分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

分配の推移(課税前、分配落ち日ベース)

(注) 分配金は1口当たりです。

	金額 (単位:米ドル)
2025年11月	0.52
2025年12月	0.55
2026年 1 月	0.57
2026年 2 月	0.56
2026年 3 月	0.56
直近1年間累計	3.27
設定来累計	3.27

主要な資産の状況

(2026年3月末日現在)

銘柄	国／地域	種類	数量 (口数)	取得金額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
Golub Capital Private Credit Fund Class I	米国	投資会社	15,994,888	402,122,701.49	386,116,591.95	93.34

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

<参考情報>

投資先ファンドの組入上位10銘柄

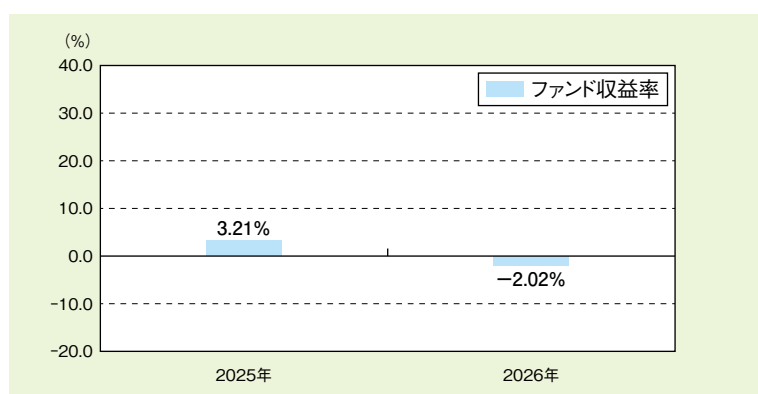
(2026年3月末日現在)

順位	企業名	業種	資産種別	利率	組入比率 (%)
1	MYOB	ソフトウェア	第一抵当優先担保付ローン	BBSW + 5.25%	1.7
2	Dun & Bradstreet	専門サービス	第一抵当優先担保付ローン	SOFR + 5.50%	1.5
3	Netsmart	ヘルスケア・テクノロジー	第一抵当優先担保付ローン	SOFR + 5.20%	1.4
4	Modernizing Medicine	ヘルスケア・テクノロジー	第一抵当優先担保付ローン&株式	SOFR + 4.75%	1.4
5	Smart Communications	ソフトウェア	第一抵当優先担保付ローン	SOFR + 4.75%	1.4
6	Global Healthcare Exchange	ヘルスケア・テクノロジー	第一抵当優先担保付ローン	SOFR + 5.00%	1.4
7	Denali Water	商業サービス・用品	第一抵当優先担保付ローン	SOFR + 4.75%	1.4
8	Once For All	ソフトウェア	第一抵当優先担保付ローン&劣後ローン等&株式	EURIBOR + 5.00%	1.3
9	Crumbl Cookies	ホテル・レストラン・レジャー	第一抵当優先担保付ローン	SOFR + 4.50%	1.2
10	ZimVie	ヘルスケア設備/サプライ	第一抵当優先担保付ローン&株式	SOFR + 4.75%	1.1

(注1)組入比率は、組入有価証券評価額に対する割合です。

(注2)BBSW:オーストラリア銀行間取引金利、SOFR:担保付翌日物調達金利、EURIBOR:欧州銀行間取引金利

年間収益率の推移(暦年ベース)

(注)収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

※2025年については運用開始日(2025年6月30日)から年末までの収益率(b = 1口当たり当初発行価格(100米ドル))、および2026年については年初から2026年3月末日までの収益率を表示しています。

※分配金に対する課税は考慮されていません。

※ファンドにはベンチマークはありません。

4.手続き・手数料等

お申込みメモ

購入の申込期間	2026年7月1日(水曜日)から2027年3月31日(水曜日)まで ※毎月1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分が、その月の評価日の1口当たり純資産価格での購入となります。 「ファンド営業日」とは、ルクセンブルグ、日本およびケイマン諸島の銀行が営業を行っている日(各土曜日、日曜日、聖金曜日および12月24日を除きます。)、および／または投資運用会社との協議の上、随時管理会社が決定する(合理的に可能な場合には事前に代行協会員に通知する)その他の日をいいます。 「評価日」とは、毎月の最終暦日および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日をいいます。 申込期間は、上記期間満了前に管理会社が新たに有価証券届出書を提出することにより、更新されることがあります。
購入(申込み)単位	1,000口以上1口単位
購入(申込み)価格	申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格 原則として評価日の20投資先ファンド営業日後の日の5ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に公表されます(以下「国内購入約定日」といいます。) 「投資先ファンド営業日」とは、土曜日、日曜日もしくはニューヨーク州の銀行機関が法律または行政命令により休業が認められている、または義務付けられているその他の日以外の日をいいます。
購入(申込み)代金	国内購入約定日から起算して4国内営業日目までに申込金額と購入時手数料をお支払いください。 ※円貨で支払われた場合における外貨への換算は、国内購入約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)
換金(買戻し)の申込可能日	3月、6月、9月および12月の1日(国内営業日でない場合は翌国内営業日)から月内最終ファンド営業日までのお申込み受付分がその月の評価日の1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格での換金(買戻し)となります。
換金(買戻し)単位	原則として1口単位
換金(買戻し)価格	申込みに対応する評価日における1口当たり純資産価格から信託財産留保額を差し引いた価格 原則として評価日の2か月後の月初6投資先ファンド営業日目の日の8ファンド営業日後の日(および／または管理会社が投資運用会社と協議の上、随時決定するその他の日)の翌国内営業日に確認できます(以下「国内換金約定日」といいます。)
換金(買戻し)代金	国内換金約定日から起算して4国内営業日目からお受け取りいただけます。 ※円貨で支払われる場合における外貨からの換算は、国内換金約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。)
申込締切時間	原則として午後3時(日本時間)まで
換金(買戻し)制限	投資先ファンドにおいて、前四半期末時点の発行済み投資証券口数または純資産総額の5%を上限とする解約制限が設けられています。この解約制限やその他の理由に基づき、投資先ファンド投資顧問会社の判断により、投資先ファンドへの申込みの一部または全部が換金されない可能性があります。なお、投資先ファンドにおいて解約制限が実施された場合、管理会社は投資運用会社と協議の上、換金(買戻し)の申込みの全部を取り消すこと、または一部を制限することができます。翌四半期以降に換金(買戻し)を行う場合には再度お申込みが必要です。また、1口当たり純資産価格の決定が停止されている間は換金(買戻し)も停止します。

4.手続き・手数料等

購入・換金申込受付 の中止および取消し	受託会社は、自己の裁量において、以下の状況を含むいかなる理由によっても、受益証券1口当たり純資産価格の決定ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができます。 (a) ファンドがその投資対象資産を評価または処分することが合理的に実行可能でなくなるか、ファンドの受益者に對し著しい不利益を及ぼすことになる、緊急事態またはその他の状態を構成すると受託会社が判断する状況が存在する期間 (b) ファンドの直接的または間接的な投資対象資産の価格もしくは価値を決定するために通常用いられる手段が使用不能な期間、または、その他の何らかの理由により、ファンドが(直接的または間接的に)保有する投資対象資産の価格もしくは価値を合理的に速やかにかつ正確に確認できない期間 (c) 投資対象資産の現金化または取得に伴う資金の移動を、通常の為替レートで行うことができないと、管理会社との協議の上で受託会社が判断する期間 (d) 受託会社が、ファンド、受託会社、管理会社もしくはそれらの関連会社、子会社、共同経営者またはファンドのその他のサービス・プロバイダーに関し、受託会社、管理会社または管理事務代行会社に適用されるマネー・ロンダリング防止規則を遵守するために停止が必要であると判断した期間
信 託 期 間	ファンドは2035年6月29日に終了します。 (管理会社は投資運用会社と協議の上、信託期間を延長することがあります。なお、ファンドの設定日は2025年6月30日です。)
繰 上 償 還	ファンドは、以下のいずれかの事由が発生した場合、償還します。 (a) 登録された受益者による決議により繰上償還が可決された場合 (b) ケイマン諸島における規制ミューチュアル・ファンドとしてのトラストのケイマン諸島金融庁(CIMA)による免許またはその他承認が無効または不利に変更された場合 (c) 受託会社が、管理会社との協議の上、ファンドを継続することが現実的でなくもしくは望ましくなく、またはファンドの受益者の利益に反すると判断した場合 (d) 受託会社の辞任または管理会社の解任もしくは辞任に際し、適切な代替者または受託会社もしくは管理会社の承継者がいない場合 また、ファンドは、 (i) 設定日(2025年6月30日)より3年経過後のいずれかの時点で、純資産総額が5,000万米ドルを下回った場合、投資運用会社と協議の上で管理会社の裁量により、または (ii) 投資先ファンドの償還後、管理会社が投資運用会社と協議の上で決定した日に償還します。
決 算 日	毎年9月30日
収 益 分 配	毎月末の分配宣言日に分配方針に従い、分配を決定します。ただし、投資運用会社の裁量で収益の分配を行わない場合があります。
信託金の限度額	信託金の限度額は、定められていません。
運 用 報 告 書	ファンドの計算期間の終了(毎年9月30日)およびファンドの運用の終了後に、期間中の運用経過、およびファンドが保有する資産の内容等を記載した交付運用報告書を作成します。交付運用報告書は、日本における販売会社を通じて日本の知れている投資者に書面または日本における販売会社が別途告知する電磁的方法により提供されます。運用報告書(全体版)は電磁的方法により代行協会のホームページにおいて提供されます。
課 税 関 係	ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。
そ の 他	受益証券の申込みを行う投資者は、日本における販売会社と外国証券の取引に関する契約を締結します。このため、日本における販売会社は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款(以下「口座約款」といいます。)を投資者に交付し、投資者は、口座約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出します。米国の市民または居住者等はファンドをご購入いただくことができません。詳細は請求目論見書をご参照ください。

4.手続き・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	申込金額の 3.30%(税込)以内 購入時手数料は、販売会社による商品および関連する投資環境の説明や情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価として、購入時に頂戴するものです。		
買戻手数料	ありません。		
信託財産留保額	申込みに対応する評価日の1口当たり純資産価格に0.3%の率を乗じて得た額を、換金(買戻し)時にご負担いただきます。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用(管理報酬等)の合計 純資産総額に対して年率 1.37% (ただし、最低報酬が適用される場合があります。) (ただし、下記のその他の費用・手数料もファンドの信託財産から支払われます。)			
手数料等	支払先	対価とする役務の内容	報酬料率
管理報酬	管理会社	ファンドの資産の運用、管理およびファンドの受益証券の発行、買戻し等の業務	純資産総額に対して年率0.01%(ただし、月間3,000米ドルを最低額とします。) 管理報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
受託報酬	受託会社	ファンドの資産の受託業務	純資産総額に対して年率0.01%(ただし、四半期当たり3,750米ドルを最低額とします。) 受託報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
管理事務代行報酬	管理事務代行会社	計算および評価ならびにその他の管理事務代行業務および登録・名義書換事務代行業務	純資産総額に対して年率0.10%(ただし、四半期当たり12,500米ドルを最低額とします。) 管理事務代行報酬および保管報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
保管報酬	保管会社	ファンドの資産の保管業務	
投資運用報酬	投資運用会社 投資助言会社	ファンド資産の投資および運用に関する業務	純資産総額に対して年率0.45% 投資運用報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。 投資運用報酬から投資助言会社に対し投資助言報酬が支払われます。
代行協会員報酬	代行協会員	受益証券1口当たり純資産価格の公表、目論見書、運用報告書等の日本における販売会社への送付およびこれらに付随する業務	純資産総額に対して年率0.10% 代行協会員報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
販売報酬	日本における販売会社	受益証券の販売・買戻しの取扱業務	純資産総額に対して年率0.70% 販売報酬は、毎日発生し、関連する四半期の平均純資産総額に基づき、四半期ごとに計算され、四半期ごとに後払いで支払われます。
ファンドを通じて間接的に負担する投資先ファンドの費用			
管理報酬	年率1.25%		
成功報酬	インカム成功報酬:各四半期に発生した投資先ファンドのインカム・ゲインから費用を控除した額の12.5%(ハードルレート年率5%を超過した場合。キャッチアップ条件あり。) キャピタル・ゲイン成功報酬:投資先ファンドの実現キャピタル・ゲインから実現・未実現損失および支払済みキャピタル・ゲイン成功報酬を控除した額の12.5%		
実質的な負担			
純資産総額に対して年率2.62%+投資先ファンド投資顧問会社の成功報酬 ※上記はファンドが投資先ファンドを高位に組入れた状態を想定しています。			
その他の費用・手数料	ファンドの設立費用、投資対象の保有にかかる費用、ファンドに関して課される税金、会計監査人の報酬および費用、法律、監査、評価および会計の費用、信託証書に基づく受託会社への払戻し、公租公課、補遺信託証書の作成および受益者総会の開催のための手数料および費用・その他ファンドの運営、管理および維持に関連する費用その他の費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。上記手数料等は、一部の費用等が実費となる場合がありますため、これらを合計した料率もしくは上限額等を事前に表示することができません。		

手数料および費用等の合計額および上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なるため事前に表示することができません。

4.手続き・手数料等

税金

税金は、以下の表に記載の時期に適用されます。

税率は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および住民税	配当所得として課税 分配金に対して20.315% (2048年1月1日以降は20.15%)
換金(買戻し)時および償還時	所得税および住民税	譲渡所得として課税 換金(買戻し)および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% (2048年1月1日以降は20.15%)

- 上記は、2026年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- 法人の場合は上記と異なります。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

MEMO

MEMO